下限面積(別段の面積)の設定について

平成21年12月の改正農地法により農業委員会が農林水産省で定める基準に従い市町村の区域内の全部又は一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を農地法第3条第2項第5号の下限面積として設定できることになりました。

「農業委員会の適正な事務処理について」(20経営第5791号平成21年 1月23日付農林水産省経営局長通知)が、平成22年12月22日付けで一 部改正され農業委員会は毎年、下限面積(別段の面積)の設定又は修正の必要 性について審議することとなっております。

このため下限面積の設定について、平成31年3月28日開催の第3回七ヶ 浜町農業委員会総会において審議した結果、以下のとおり決定しました。

【方針】

区域	下限面積
田	10アール
畑	5アール

【理由】

区域内の位置及び規模からみて、小規模農家の増加により、区域内及び周辺の農地等の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがなく、 農地の有効利用及び遊休農地の解消を図り、新規就農者の受入れを促進する ため。